



2018.2.12

コチ コンサルティング

本年より、上海市では高額所得者（年収12万元以上）確定申告のWeChat申告が可能になりました。対象年収額は確定申告制度が始まって以来変更されていませんが、申告方法は様変わりしています。また、37年間続いた一人っ子政策の新たな弊害へ対応する政策として、一人っ子政策対象者の両親看護の為の法定有給看護休暇制度が施行され始めています。

本号では、2018年社会保険基数申告に関わる情報と併せて、中国の社会環境変化に伴い変化する人事労務政策として、確定申告WeChat申告、一人っ子看護休暇についてご報告します。



HR Café

注目Q & A ① 一人っ子手当の支給停止時期について <http://cochicon.com/138qa-1>
② 居住証取得の為の社保異地納付について <http://cochicon.com/138qa-2>

【セミナーご案内】 人材戦略・人材育成のプロフェッショナル・カンパニー 株式会社マネジメントサービスセンター共催
名古屋開催 2月20日（火） 14：30～17：00（14：00開場）

“グローバル最大のマーケット「中国」における人事・人材の課題”

～日系企業の現状とリーダー人材輩出の加速化～

* ご本社の中国労働市場理解の為、中国人幹部登用施策策定にご活用下さい。

詳細・お申込み <http://cochicon.com/2439.html>

内容 【人事・労務情報】

- 2018年度社会保険基数申告
- 2017年所得税確定申告WeChat申告方法【上海】
- 一人っ子看護休暇制度

人事・労務情報

■ 2018年度社会保険基数申告

例年同様、全国的に2018年の社会保険基数となる2017年1月～12月の従業員所得額申告が始まっています。2月後半は春節休暇となるため、早めの作業・申告が必要です。

* 社会保険基数：<http://cochicon.com/405.html>

（基本計算方法・留意点、特殊計算（対象期間中のグループ間移行、産休、途中入社 等）

* 2010年～2016年各地の社会平均賃金：<http://cochicon.com/324.html>

前年度の個々の従業員賃金より算出した地域平均賃金の3倍が社会保険基数の上限となります。最近、社会平均賃金の公表の遅延により社会保険基数の改定が遅れる傾向にあり、7月の住宅積立金改定時に併せる地域も増加しています。（上海市では例年3月31日に公表、4月分賃金より社会保険基数改定実施。）

NAVI 地域平均賃金は、社会保険基数計算に用いられる以外に、2008年の労働契約法施行以降の経済補償金基数の上限にもなります。当年度社会平均賃金未公表期間に前年度社会平均賃金を適用し計算・支給された経済補償金の金額の補充支給を要求されるケースが増加しています。

【例】

勤務地	蘇州市	解雇日	2017年4月
本人直近12カ月の平均賃金	20,000円	勤続年数	6年
社会平均賃金×3	2015年(A) 18,075円	2016年(B)	19,968円
2017年4月の経済補償金計算	18,075円(A)×6 = 108,450円 (C)		
補充請求額	19,968円(B)×6 - 108,450円(C) = 11,358円		

■ 2017年所得税確定申告WeChat申告方法【上海】

個人年収が12万元を超える就業者の確定申告の期限が3月31日までとなっています。会社からの代行申告も可能ですが、副収入等が露呈するのを嫌い、自己申告するのが通常です。本年からはWeChatからの自己申告も可能となっています。



NAVI 期中に登録済み携帯番号を変更した場合、外国人でパスポートを変更（更新）された場合は事前に税務局に新旧パスポート原本を提出し更新手続きが必要です。簡素化されたとはいえ、申請手続き詳細確認が必要です。詳細：<http://cochicon.com/2511.html>

■ 一人っ子看護休暇制度

2016年1月1日から一人っ子政策が廃止されましたが、一人っ子政策に従い子女を1名しか生育しなかった場合（政策に認めれた複数子を含む）には、一人っ子奨励金（<http://cochicon.com/309.html>）や、一人っ子父母光荣証（<http://cochicon.com/139.html>）の老齢一時金支給は継続しています。一人っ子政策は全国的には1979年から施行されましたが、40年近くが経過し、高齢化した両親の介護を一人で担う困難が露呈しはじめており、法定有給休暇である“一人っ子看護休暇”制度を執行する地域が開始しました。“一人っ子看護休暇”は2016年5月に河南省で最初の条例が施行されて以来、現在までに8省で施行（予定）されています。今後全国的な広がりが出るものと予測されます。

地区	看護休暇日数	施行日	施行済み地方条例の共通原則
1 広西	累計15日/年を超えない	2017年9月1日	対象者： 一人っ子政策により一人っ子として生育された者。 (黒竜江省を除く) 休暇中の待遇： 賃金(福利、賞与等を含む)は出勤日扱い。 対象状況： 父母が60歳以上で入院看護が必要な場合。 強制性： 広東省以外の7省は強制。 広東省は非強制(取得可能と規定)。
2 湖北	累計15日/年を超えない	2017年12月1日	
3 広東	累計15日/年を超えない	2018年2月1日	
4 黒竜江	一人っ子政策対象者：累計20日/年 非一人っ子政策対象者：累計10日/年	2018年1月1日	
5 福建	累計10日/年を超えない	2017年3月1日	
6 河南	累計20日/年を超えない	2016年5月27日	
7 海南	累計15日/年を超えない	2017年9月1日	
8 重慶	累計10日/年を超えない	2018年3月1日	

NAVI

- ・現在旧一人っ子政策の権利保持者（対象者）は全国で約2.18億人と言われており、ネット上ではこの政策を歓迎するコメントと同時に、雇用企業の制度執行促進のため、制度執行企業への税制優遇、補助金の支給等の施策の必要性も論じられています。
- ・黒竜江省では、旧一人っ子政策の非対象者にも累計10日の看護休暇を付与するとしており、今後の他地域の政策に影響を与えることが考えられます。
- ・看護休暇が施行される地域では、申請書類の信ぴょう性確保等、就業規則への看護休暇に関わる条項の加筆と同時に私用休暇日数/条件等を現行のまま保留するのもかも再検討が必要と思われる。当該地域に分公司、事務所を展開している場合、原則的には“職務遂行地の労働法規に従う”こととなるため、分公司の規則と人事労務管理運用体制の確認が必要です。併せてグループ会社間のバランス調整も留意が必要と思われる。